

緊急事態措置等【第2弾】

～ 休業要請等対象施設の拡大 ～

○ 対象施設； 約30,000事業所（対象施設は別紙）

※ 飲食店や居酒屋などの食事提供施設は営業時間を短縮

○ 実施期間； 2020年 4月22日(水)から5月6日(水)まで

※ 4/17発表の緊急事態措置等に係る施設は概ね4/18から

○ 協 力 金； 1事業者 最大30万円【変更なし】

※ 1事業者あたり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算。複数賃借している場合はさらに10万円を加算

※ 対象事業者； 中小企業及び個人事業主

※ 申請方法などの詳細については後日ホームページで公表予定

(別紙)休業要請する施設の具体例

■休業要請対象施設

下線部;追加施設

種類	施設
遊興施設等	キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, ダーツバー, パブ, 性風俗店, デリヘル, アダルトショップ, 個室ビデオ店, カラオケボックス, ライブハウス, <u>ネットカフェ</u> , <u>漫画喫茶</u> , <u>場外(車・船)券場</u> 等
大学・学習塾	大学, <u>専門学校</u> , <u>高等専門学校</u> , <u>自動車教習所</u> , <u>学習塾</u> 等
運動・遊技施設	パチンコ店, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ, マージャン店, ゲームセンター, <u>体育館</u> , <u>屋内・屋外水泳場</u> , <u>ボウリング場</u> , <u>スケート場</u> , <u>柔剣道場</u> , <u>テーマパーク</u> , <u>遊園地</u> , <u>ゴルフ練習場・バッティング練習場(※屋内)</u> , <u>陸上競技場・野球場・テニス場(※観客席)</u> 等
劇場等	劇場, 観覧場, プラネタリウム, 映画館, 演芸場 等
その他, <u>集会場・展示施設</u> , <u>商業施設</u> , <u>文教施設</u> 等	※商業施設は, 生活必需物資の小売関係等以外の店舗等

■営業時間短縮要請施設(朝5時から夜8時までの間の営業, 酒類の提供は夜7時まで)

食事提供施設	<u>飲食店</u> , <u>料理店</u> , <u>喫茶店</u> , <u>和菓子・洋菓子店</u> 等 ※宅配・テイクアウト除く
--------	--



中小企業・個人事業主への支援



もらえるお金

区分	給付額	売上要件	給付時期	窓口
(1)持続化給付金	中小企業 200万円 個人事業主 100万円	▲50%	国予算成立後	中小企業庁 金融・給付金相談窓口 0570-783183
【県独自】 (2)休業協力金	中小・個人事業主 最大 30万円 (休業要請に協力。対象業種あり)	—	R2.5月～	休業要請・協力金専用 相談窓口 029-301-5375 (4/18～)
(3)雇用調整助成金	@8,330円／人日	▲5%	R2.4月～	茨城労働局 029-277-8294
【県独自】 (4) // 県上乗せ	@ 925円／人日 (従業員を解雇しない場合)	▲50%	R2.5月～	県労働政策課 029-301-3645
(5)特別定額給付金	@10万円／人	—	R2.5月～	市町村



中小企業・個人事業主への支援

借りるお金

問い合わせ先:産業政策課 029-301-3530

(1)政策金融公庫とお付き合いのある方(新規申込み可)

日本政策金融公庫の特別貸付

[対 象] 売上▲5%以上

[融資限度額] 個人6千万円・中小3億円 [期 間] 15年(据置5年)

[利 子] 3年間無利子無担保(限度額:個人3千万円・中小1億円)

※個人:3千万円超は年0.46%, 中小:1億円超は0.21% [保 証 料] 不要

条件有利 <メリット>
・長期の融資期間(運転15年)
・保証料不要

(2)すでに信用保証協会とお付き合いのある方(新規申込み可)

新型コロナウイルス感染症対策融資 (融資枠5,600億円)

[対 象] 売上▲5%以上 [融資限度額] 8千万円 [期 間] 10年(据置5年)

[利 子] 3年間無利子無担保(限度額:3千万円)※ (3千万円超は年1.3%~1.6%)

[保 証 料] ゼロ※ (3千万円超は要保証) [借 換 え] 保証付融資全てが対象

※利子・保証料ともに個人▲5%以上・中小▲15%以上の場合

借換OK <借換えのメリット>
・月々の返済額軽減
・有利子の無利子化等

(3)上記の融資を受けることが困難な方

【県独自】 新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金(貸付枠44億円)

[貸付条件] 売上▲50%以上, 公的融資や民間金融機関からの借入が困難

[貸付限度額] 200万円, 無利子無担保 [期 間] 10年(据置5年)※10年限度に延長可

[協調割合] 県3/4, 市町村1/4 ※県と市町村による協調貸付